

## 工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

平成19年3月30日

告示第42号

改正 平成21年3月17日告示第21号

平成29年3月28日告示第23号

令和3年3月1日告示第23号

令和4年7月25日告示第157号

### (目的)

第1条 この告示は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、雲仙市が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、雲仙市建設工事請負契約書（平成19年雲仙市告示第43号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定により債権譲渡の承諾をする場合についての取扱いを定めるものである。

### (対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次に掲げる要件を全て満たす工事とする。

(1) 前金払を受けていない工事又は前金払を受けている場合で出来高が既に支払った前払金額（中間前金払の支払を受けた工事にあつては、当該中間前払金額を加算した金額）以上である工事又は契約書第32条第2項の規定に基づく検査（以下「工事完成検査」という。）に合格した工事

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事

ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要としない工事

(4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がない工事

2 前項の工事以外の工事に係る債権譲渡は、原則として認めないものとする。ただし、市長が真に必要と判断するものについては、この限りでない。

### (譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する雲仙市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の雲仙市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事

にあつては出来高予定額)の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

- 3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲渡先)

第4条 債権の譲渡人は、市と契約を締結した中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)等という資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者)又は中堅建設業者(事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者)である元請企業(以下「債権譲渡人」という。)とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体(以下「JV」という。)は、元請企業の範囲外とする。

- 2 工事請負代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める事業協同組合(事業協同組合連合会を含む。)であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行う者

- (2) 雲仙市契約規則(平成17年雲仙市規則第49号)第29条ただし書の規定により市長が別に定める銀行その他の金融機関等及び信用保証協会(以下「金融機関等」という。)。ただし、信用保証協会の事務手続は市長が別に定める銀行その他の取扱金融機関等が代理して行う。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約書第5条第3項及び第4項に関し、契約履行体制調査マニュアルに基づく調査を実施し、市長に必要な資金が不足することを認められた者において定める債権譲受人

(債権譲渡承諾の手続)

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号) 1通

- (2) 債権譲渡契約証書の写し(任意様式。調印済のもの。工期途中における承諾申請の場合に限る。) 1通

- (3) 下請負人保護に関する特約条項(様式第2-1号又は第2-2号、調印済のもの。前号の債権譲渡契約証書に第8条第1項第1号に定める措置が講じられていない場合に限る。) 1通

- (4) 保険会社又は保証会社の必要な承諾を受けている旨を証するもの(契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務づけられている場合に限る。) 1通

- (5) 下請負人等不存確認書(様式第3号。債権譲渡人、債権譲受人の連名によるもの。工事完成検査後における承諾申請であり、かつ、下請負人が存在しない場合に限る。) 1通

- 2 前条第2項に定める債権譲受人のうち、別表第1に掲げる者以外の者に対する債権譲渡を行う場合にあつては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、債権譲渡承諾申請を行う年度において、既に市長に提出されているものがある場合は、省略できるものとする。

- (1) 発行日から3カ月以内の債権譲受人の印鑑証明書 1通

- (2) 債権譲受人の法人登記簿の写し（債権譲受人が法人の場合）
  - (3) 債権譲受人が行っている事業に関する規約等
  - (4) 契約書第5条第3項及び第4項に関し、契約履行体制調査マニュアルに基づく調査を実施した場合は、市長が発行した確認書の写し
- 3 第1項の債権譲渡承諾依頼書等の提出は、次に掲げる期間又は時期に行うことができる。
- (1) 工期途中における債権譲渡承認申請については、当該工事請負契約の履行期間末日（債務負担工事の最終年度以外の年度においては各会計年度の末日）の2週間前まで
  - (2) 工事完成検査合格後における債権譲渡承認申請については、工事完成検査合格の時点以後
- 4 第1項の申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

（債権譲渡の承諾）

第6条 債権譲渡の承諾は、前条第1項に基づく適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、市長において第2条から第4条まで、前条第2項及び第3項の要件並びに次に掲げる事項について確認が得られたときに限り、確定日付を記載した債権譲渡承諾書（様式第4―1号又は第4―2号）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。この場合において、市長は、債権譲渡整理簿に必要事項を記載し、保管するものとする。

- (1) 次に掲げる要件を満たす債権譲渡承諾依頼書
  - ア この告示に定める様式を使用していること。
  - イ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること及びJVの構成員に大企業が含まれていないこと。
  - ウ 次の内容が、契約書と一致していること。
    - （ア） 工事件名、工事場所、工事金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）、工期、契約締結日
    - （イ） 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名
    - （ウ） 債権譲渡人が使用した印
  - エ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
  - オ 債権譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす債権譲渡契約証書の写し
  - ア 前号ウ及びエに関する記載事項が一致していること。
  - イ 下請負人が存在する場合において、第8条第1項に定める措置が講じられていること又は講じられていない場合は、下請負人保護に関する特約条項が添付されていること。
- (3) 下請負人等不存在確認書  
現場監督職員及び施工体制台帳（対象額以上の工事に限る。）の確認により、下

請負人等が明らかに存在しないか。

(4) 印鑑証明書(別表第2に掲げるもの以外の事業協同組合のみ)

債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書(写)記載の所在地、名称、代表者及び使用した印が、印鑑証明書と一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

(1) 債権譲渡人の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がないこと。

(2) 債権譲渡先が、承諾するに足りる事業協同組合等又は金融機関等であること。

3 第1項に規定する交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後おおむね1週間以内に遅延なく行うものとする。ただし、工事完成検査合格後における申請に対する承諾は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、速やかに行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は、次のとおりとする。

(1) 債権譲渡人は、中間前金払及び部分払を請求することができない。

(2) 債権譲受人は、部分払を請求することができる。

6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

(債権譲渡の不承諾)

第7条 市長は、第5条の債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾依頼書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の規定により債権譲渡の承諾をしない場合は、市長は、債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(下請保護)

第8条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 債権譲渡契約証書締結時において、次に掲げる債権譲渡人倒産時におけるいずれかの措置が講じられていること。ただし、債権譲渡人の倒産時等の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任をもって行うこととし、市長は関与しないものとする。

ア 債権譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が市長から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、債権譲渡人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約。ただし、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、債権譲渡人と債権譲受人の間で任意に定めるものとし、市長は関与しないものとする。

イ 債権譲渡人の倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が市長から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請負人等に支払う旨の特

約。ただし、債権譲受人が別表第2に掲げる者の場合は、同組織の事務体制にかんがみ、当分の間は、債権譲受人が市長から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、債権譲渡人の倒産による任意整理において、残余の部分を別表第2に掲げる者が債権譲渡人に代わって下請人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払う旨の特約についても、認めるものとする。

(2) 債権譲渡人は、下請負人が存在する場合においては、次に掲げる様式を提出すること。

ア 債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への「代金支払状況・支払計画書」（様式第6—1号）（以下「支払計画書」という。）を債権譲受人に提出すること。

イ 債権譲受人が別表第2に掲げる者の場合で、前号イただし書を適用する場合は、「誓約書」（様式第6—2号）を併せて提出すること。

2 前項の下請保護方策に係る下請負人等の範囲は、受注者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）を履行するために使用する下請負人（受注者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（受注者と直接関係を有する者であって、法人、個人を問わない。）とする。

（被担保債権）

第9条 債権譲渡は、将来、債権譲渡人と債権譲受人との間で締結する金銭消費貸借契約等（工事請負契約を履行するための運転資金確保等のために行うもの。）に基づいて債権譲受人が債権譲渡人に対して取得する債権を担保するものであって、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

（融資時の出来高確認）

第10条 融資時における譲渡債権担保価値の査定は、債権譲受人において行うこととし、市長は担保価値の査定のための出来高確認は行わない。

2 債権譲受人において出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第6条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、市長に融資実行報告書（様式第8号）に、下請負人が存在する場合においては第8条第1項第2号の支払計画書の写しを添付して提出するものとする。ただし、下請セーフティーネット債務保証事業（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号通達の規定に基づく制度）を活用した債権譲渡にかかる融資については、当該支払計画書の写しについて、市長への提出は必要ないものとする。

2 工事請負契約に変更が生じた場合は、債権譲渡人は、遅延なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 市長は、融資実行報告書を受領した場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

(完成払)

第12条 完成払の請求は、債権譲受人において完成払請求書（雲仙市建設工事執行規則（平成19年雲仙市規則第20号。以下「規則」という。）様式第23号）1通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の請求は、債権譲渡人において市長に工事完成通知書（規則様式第18号）に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書（規則様式第22号）を受理した後でなければ行うことはできない。

3 債権譲渡人は、前項の確認書を受理した場合においては、遅延なく債権譲受人に当該確認書の写しを提出しなければならない。

(部分払)

第13条 部分払の請求に当たっては、債権譲渡人において市長に既済部分検査申込書（規則様式第21号）に工事記録等を添えて検査を申し込み、既済部分検査結果通知書（規則様式第21号の2）を受理した後でなければ行うことができない。

2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅延なく債権譲受人に当該通知書の写しを提出しなければならない。

3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、部分払請求書（規則様式第25号）1通を市長に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

(不正行為への措置)

第14条 債権譲渡人及び債権譲受人が雲仙市に提出した書面について、明らかな偽造、改ざん等の不正行為が認められたときは、市長は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第15条 この告示に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、この告示に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

(地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡)

第16条 地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合には、「地域建設業経営強化融資制度の運用について」において別に定めるものとする。

(権利義務の承継)

第17条 権利義務の承継については、別表第3のとおり取り扱うものとする。

(その他)

第18条 この告示の取扱いは、建設工事に関する委託業務について準用する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日告示第21号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第23号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月25日告示第157号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- ・長崎県建設工業協同組合
- ・対馬建設業協同組合
- ・雲仙市契約規則第29条の市長が別に定める金融機関
- ・長崎県信用保証協会

別表第2（第6条、第8条関係）

- ・長崎県建設工業協同組合
- ・対馬建設業協同組合

別表第3（第17条関係）

権利義務の承継手続の取扱い

○建設工事請負契約書第5条第1項では、「この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定しており、権利義務の譲渡には発注者の承諾が必要であるとしている。

○権利義務の譲渡又は承継する際は、長崎県の建設業許可担当部局（以下「県建設業許可担当部局」という。）へ提出される廃業届等の書類や、入札参加資格承継の手続としての書類（合併契約書（写）、事業譲渡契約書（写）、分割契約書（写）等）の提出がなされるので、提出書類を確認するとともに、契約が承継されても問題ないか確認し承諾の可否を決定する。

1 法人成（個人から法人への承継の場合）

- (1) 受注者が個人経営体であり、工事施工中（契約継続中）に株式会社への組織変更（法人成）が行われた場合には、当該請負契約上の債権債務は新たに設立された法人に承継されることになる。
- (2) 法人成した受注者は、様式第10-1号を市長に提出する。
- (3) 市長は、県建設業許可担当部局に提出される書類や、入札参加資格承継の手続書類を確認及びヒアリングを実施し、様式第11号による承諾通知を行う。
- (4) 受注者は、契約の保証機関での変更手続（個人から法人への変更）が必要な場合があるので、確認しなければならない。

2 合併・協業化

- (1) 市の発注工事を施工中に法人の合併（吸収合併、新規合併）又は協業化が行われた場合。
  - ・工事請負契約中のA社がB社に吸収合併される場合には、A社の工事請負債権

債務をB社に承継する手続が必要である。

- ・ A、B、C、Dの4社が協業化によりEとなり、A社が市発注工事を施工中であった場合には、A社の工事請負債権債務をEに承継する手続が必要である（施工中の市発注工事がないB、C、Dは手続不要）。

(2) 合併した受注者は、様式第10-2号を、協業化した受注者は様式第10-1号を市長に提出する。

(3) 市長は、県建設業許可担当部局に提出される書類や、入札参加資格承継の手続書類を確認及びヒアリングを実施し、様式第11号による承諾通知を行う。

### 3 事業譲渡

(1) 市の発注工事を施工中に建設業の事業譲渡が行われた場合。建設業の事業の譲渡人（以下「事業譲渡人」という。）であるAが市発注工事を施工中であった場合には、Aの請負契約上の債権債務を、建設業の事業の譲受人（以下「事業譲受人」という。）であるBに承継する手続が必要である。

(2) 事業譲渡人である受注者は様式第10-3号を市長に提出する。

(3) 市長は、県建設業許可担当部局に提出される書類や、入札参加資格承継の手続書類を確認及びヒアリングを実施し、様式第11号による承諾通知は新受注者である事業譲受人に送付する。

### 4 会社分割

(1) 市の発注工事を施工中に会社分割（吸収分割、新設分割）が行われた場合。分割される会社（以下「分割会社」という。）であるAが市発注工事を施工中であった場合には、Aの請負契約上の債権債務を、分割によって建設業を承継する会社（以下「承継会社」という。）であるBに承継する手続が必要である。

(2) 分割会社である受注者は様式第10-3号を市長に提出する。

(3) 市長は、県建設業許可担当部局に提出される書類や、入札参加資格承継の手続書類を確認及びヒアリングを実施し、様式第11号による承諾通知は新受注者である承継会社に送付する。